

平成23年度九州総合通信局重点施策

1 円滑な「地デジ完全移行」の推進

国民に混乱を生じさせることなく円滑に完全デジタル化を達成するため、地上デジタル推進全国会議が平成23年1月24日に策定・公表した「完全デジタル化最終行動計画～平成23年7月24日、アナログ放送終了へ～」を、関係機関と連携して着実に実施するとともに、アナログ放送終了後の残された課題に対処する。

(1) 難視対策の推進

新たな難視地区の恒久対策及びデジタル混信対策の一層の推進を図るとともに、ホワイトリストに登録された地区についてはアナログ放送終了までに衛星セーフティネット対策を完了させる。

またアナログ放送終了後は、セーフティネット対策地区における恒久対策や中継局のチャンネルリパックに伴う対策を推進する。

(2) 最終周知活動と受信者支援体制の徹底

残る期間におけるいわゆる「サイレント層」を解消するために、これまでの放送等による周知広報及び受信者支援を更に徹底強化する。

また、各種説明会、戸別訪問、臨時相談コーナーの設置・運営や地デジボランティア活動等のデジサポ業務及び低所得世帯に対するチューナー支援業務について、円滑な運営を支援する。

(3) 共聴施設のデジタル化の確実な完了

辺地共聴施設のデジタル化を完了するため、「辺地共聴施設ロードマップ」に沿って関係自治体、放送事業者と連携し確実に対策を進めるとともに、デジタル化対応が間に合わない施設には衛星セーフティネット対策を実施し、アナログ放送終了後の恒久対策を推進する。

また、都市受信障害対策共聴施設のデジタル化を完了させるため、関係機関の協力も得つつ、対応が遅れている地域を重点に、デジサポによる施設管理者への訪問、直接受信移行へのサポート、改修が必要な施設への支援を推進するとともに、デジタル化対応が間に合わない施設には衛星セーフティネット対策を実施する。

さらに、集合住宅共聴施設のデジタル化を完了させるため、デジサポによるマンション管理会社、不動産事業者等への訪問を推進する。特に対応が遅れている小規模住宅を重点に国の支援制度を活用したデジタル化対応の働きかけを行う。

(4) ケーブルテレビの普及によるデジタル化の促進

ケーブルテレビの許認可に関する事務を円滑に進めるとともに、ケーブルテレビ事業者に対し「デジアナ変換サービス」や、「地デジのみ再送信サービス」の実施を働きかけること等により、デジタル放送への円滑な移行に資する。

2 地域 ICT 利活用を目指して

ICT利用の前提となるブロードバンド環境の整備は進んでいるが、一方でそのインフラを十分活用できない現状にあることから、地域住民がICTの恩恵を実感できるようICT基盤の徹底活用を支援するとともに、地域活性化に貢献するICT分野の研究開発や調査研究活動を推進する。

(1) 地域 ICT 基盤の高度化と利活用の推進

地域課題解決のための地域住民本位のICT利活用推進システムの普及を促進するとともに、「光の道」整備推進事業によるICT基盤の高度化を推進する。

(2) 地域情報化に役立つ研究開発等の推進

産学官、情報化推進団体等との連携を通じ、大学・研究機関の研究開発力向上と地域の活性化につながる研究開発を促進するとともに、地域情報化のための調査研究活動や啓発活動に取り組み、地域のICT利活用を推進する。

3 電波利用の充実と発展

災害時の情報の取得、連絡手段に防災行政無線や携帯電話などの無線システムの重要性はますます増加していることから、適切な無線システムの整備・利用を促進する。

また、ホワイトスペース(ある目的に割り当てられているが、時間的、地理的等の条件により他の目的にも利用可能な周波数)を活用した新たなサービス開発を推進し、電波利用の充実と発展を目指す。

(1) ホワイトスペースの活用等による周波数有効利用の推進

ホワイトスペースを活用した新たな無線システムについて調査検討会を開催し、地域における周波数有効利用の更なる推進を図る。

また、特定実験試験局の普及促進等により、地域における迅速な研究開発の実現と地域競争力の向上を支援する。

(2) 携帯電話等のエリア整備の推進

辺地・離島・山村等の条件不利地域に対し、国の補助事業による携帯電話のエリア拡大

を図り地域の利便向上と活性化に資する。

(3) 防災通信システムの整備促進

台風、地震、豪雨等の災害時の情報伝達手段として、防災行政無線等の地域の実情に応じた無線通信システムの整備促進を図り、地域住民の安心・安全な暮らしをまもる。

4 安心・安全なICT利活用に向けた環境整備

携帯電話、インターネット等の ICT 利用環境において、誰もが安心・安全に利用できるよう啓発等を実施するとともに、重要無線通信妨害の迅速な排除、ホワイトスペース利活用に向けた調査など電波利用環境の向上に努め、安心・安全なユビキタスネット社会の実現に資する。

(1) 電気通信サービスの利用者支援の推進

青少年の健全なICT利活用に向け、関係機関との連携による情報モラルに関する啓発活動に取り組むとともに、電気通信サービスを誰もが安心・安全に利用できるよう消費者行政の充実を図る。

(2) 電波の混信・妨害対策や電磁環境の保護

安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、航空機、船舶、消防等で使用される重要無線通信をはじめ無線通信への混信等の迅速な排除や電波法違反の摘発、電波利用ルールの周知・啓発、ホワイトスペース利活用に向けた調査を行う。

また、電波に関するリテラシーの向上と正しい電波の知識の普及のための説明会等を実施する。